元気だ ふじよしだ

おもてなし市 富士吉田

8
August 2015

広報 ふじよしだ NO.775 Genki da Fujiyoshida

表紙写真：路地裏の僕たち上映会（7/11）

紹介します
富士吉田出身の
フジファブリック
志村正彦です

Pickup Contents

特集 平成26年度 市の財政状況

まちづくり部が新設されました

新世界通り復活祭

平成26年度

市の財政状況

市民の皆さんから納めていただいた税金（市税）や国・県からの支出金、市債（借金）などが、私たちの暮らすまちのために、どのように使われたかを理解していただくため、予算や決算について公表しています。

今回は平成26年度の決算をお知らせします。

平成26年度の一般会計・特別会計においては、市民の皆さんのご理解とご協力をいただくなかで、適切な財政運営に努めてきました。

内容を十分ご検討いただき、市財政に一層のご理解とご協力をお願いします。

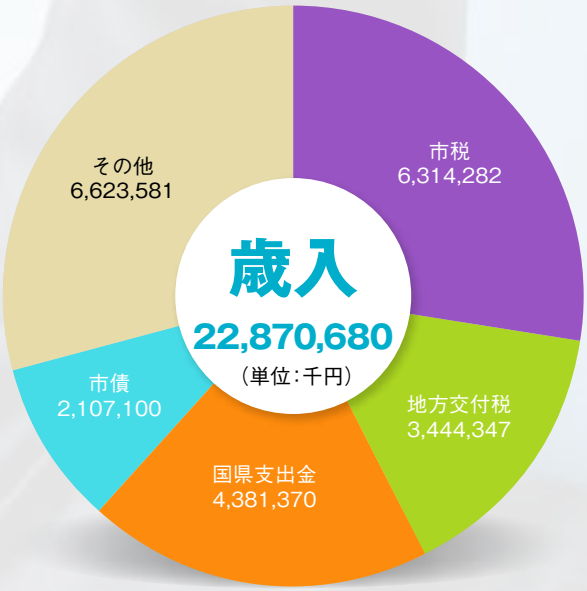

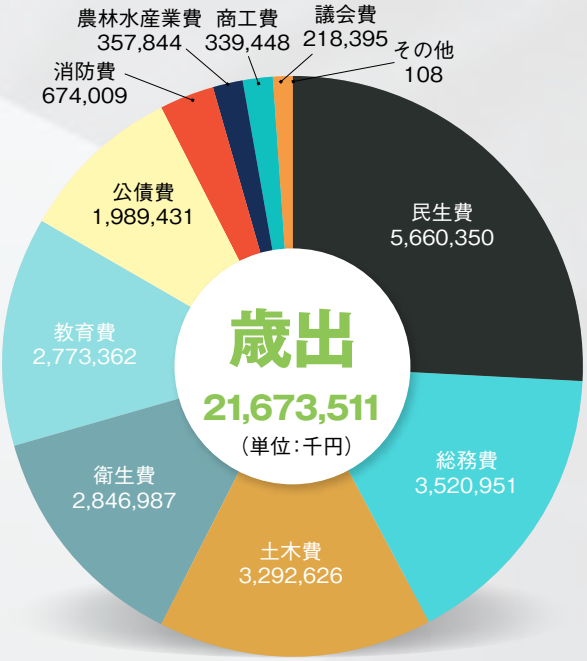

市民１人あたりが納めた市税	124,781円
市民１人あたりに使われたお金	428,305円
平成27年4月1日現在の住民登録人口	50,603人

用語の解説

歳入

市税	市民の皆さんや市内に事業所をもつ法人などに納めていただく税金です。
地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために国から交付されるお金です。
国・県支出金	地方公共団体が行う事業に対し、国・県から交付されるお金です。
市債	市が資金調達のため、国や民間金融機関などから借り入れるお金（借金）です。

歳出

議会費	議会の運営に使われるお金です。
総務費	全般的な管理事務や住民窓口、徴税、選挙などに使われるお金です。
民生費	福祉、社会保障、保育所運営などに使われるお金です。
衛生費	保健衛生、環境衛生、ごみ・し尿処理などに使われるお金です。
農林水産業費	農林業の振興などに使われるお金です。
商工費	商工業の振興、観光事業などに使われるお金です。
土木費	道路、公園の維持補修や整備などに使われるお金です。
消防費	火災や地震などの防災対策などに使われるお金です。
教育費	小・中学校、社会教育、保健体育などに使われるお金です。
公債費	市が借り入れた市債（借金）の元金や利子の償還に使われるお金です。

平成26年度市税収入状況

（単位:千円）

	金額	構成比
市民税	2,831,576	44.9%
うち個人市民税	2,362,756	37.4%
うち法人市民税	468,820	7.5%
固定資産税	2,727,613	43.2%
市たばこ税	412,886	6.5%
都市計画税	189,430	3.0%
軽自動車税	114,671	1.8%
入湯税	38,106	0.6%
合計	6,314,282	100.0%

平成26年度特別会計決算額

（単位:千円）

会計名	収入済額	支出済額
下水道事業特別会計	1,404,764	1,402,169
国民健康保険特別会計	5,817,298	5,741,090
後期高齢者医療特別会計	794,656	794,656
介護保険特別会計	3,660,775	3,525,757
介護予防支援事業特別会計	19,466	19,466
看護専門学校特別会計	161,782	161,782

基金の状況

（単位:千円）

会計名	平成25年度末 現在高	平成26年度中 増減額	平成26年度末 現在高
一般会計	6,442,594	△ 1,396,868	5,045,726
財政調整基金	4,076,659	△ 746,755	3,329,904
減債基金	2,683	1	2,684
その他特定目的基金	2,363,252	△ 650,114	1,713,138
国民健康保険特別会計	348,750	79,180	427,930
介護保険特別会計	93,257	△ 6,120	87,137

市債の状況

（単位:千円）

会計名	平成25年度末 現在高	平成26年度中 借入額	平成26年度中 償還額	平成26年度末 現在高
一般会計	15,466,675	2,107,100	1,811,488	15,762,287
下水道事業特別会計	6,955,554	214,200	598,166	6,571,588

※各表については端数を調整しています。

財政状況について

市は、財政の健全化に努めており、財政状況は良好となっています。

市債残高（市の借金）は、一般会計では、複数の大型案件の実施により3億円程度増えていますが、平成18年度末の約205億円に比べ、この8年間で約47億円減少しています。市民一人当りの市債残高は、県内13市では最も低い水準になっています。

財政調整基金（市の貯金）は、平成18年度末では約30億円でしたが、各種事業への活用等を行う中においても、平成26年度末で約33億円を確保し、引き続き高い水準を維持しています。

財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率は、平成18年度の91.8%から平成26年度の87.9%（見込み）と4ポイント程度低くなり改善しています。

一般会計における 主な事業

決算額（単位：千円）

総務費

多世代交流施設 富楽時整備事業	481,925
防犯対策事業	175,631
情報化推進事業	99,881

民生費

保育園管理運営事業	446,415
子育てふれあい事業	15,320
介護予防・地域支え合い事業	11,593

衛生費

塵芥処理事業	840,879
子育て応援医療費助成事業	189,223
ごみ収集事業	136,705

農林水産業費

土地改良事業	179,385
林業振興事業	24,677
山梨県水田農業構造改革対策推進事業	22,076

多世代交流施設 富楽時

第5保育園

西丸尾団地

一般会計決算額を市民一人あたりで見てみると・・・

市民一人あたりの	市民一人あたりの	市民一人あたりの	市民一人あたりの
決算額（歳出）	市税額（歳入）	市債（借金）残高	基金（貯金）残高
428,305円	124,781円	311,489円	99,712円

※平成27年4月1日現在、50,603人で計算

新倉南線

ふじさんミュージアム

明見中学トイレ改修

商工費

観光宣伝・観光客誘致推進事業	54,109
中小企業等への融資斡旋・利子補給事業	50,317
富士山安全対策・環境保全推進事業	20,023

土木費

市営西丸尾団地建替事業	552,669
市道等維持管理事業	487,384
新倉南線整備事業	237,443

消防費

富士五湖広域行政事務組合負担金事業	484,041
非常備消防事業	87,468
防災対策事業	80,994

教育費

博物館リニューアル事業	937,780
小・中学校校舎等維持管理事業	359,555
私立幼稚園支援事業	48,140

市民一人あたりの歳出の目的別内訳

公債費	39,314円
教育費	54,806円
衛生費	56,261円
土木費	65,068円
総務費	69,580円
民生費	111,858円
合計	428,305円
その他	2円
議会費	4,316円
商工費	6,708円
農林水産業費	7,072円
消防費	13,320円

まちづくり部が新設されました

問合せ■まちづくり戦略課　☎内線295　まちづくり推進課　☎内線177

まちづくり部は、市のさらなる発展のための政策実現を強力に推進するため、7月10日に新設されました。
新たな部は、まちづくり戦略課とまちづくり推進課の2課体制で事業を推進します。
まちづくり戦略課は、総合的な地域振興や新たな行政課題に関する事業を行います。
まちづくり推進課は、国道138号およびスマートインターチェンジの整備事業を推進します。

【具体的な取り組み】

- 人口対策･産業振興など総合的な地域振興に関する事業
- 新倉山浅間公園や富士山眺望を活用した観光振興施策の基本構想策定事業
- 北口本宮冨士浅間神社門前町構想策定事業、ふじさんミュージアムエリア整備構想策定事業、定住促進奨励金事業、縁結び奨励金事業、ふるさと納税事業
- 富士吉田みんなの貯金箱財団との連携による地域活性化事業
- 国道138号あらや拡幅事業
- （仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ事業
- （仮称）富士吉田南スマートインターチェンジ事業

8月7日

ふるさと納税システムが生まれ変わります！

問合せ■まちづくり戦略課　☎内線232

富士吉田市の魅力を全国へ発信するため、本市のふるさと納税システムが一新します。寄附をいただいた人にお礼品として送付する商品を約40品目に拡充しました。ミルキークイーンや地ビールなどの食品から地場産業である織物、また、本市へ足を運んでいただけるよう観光ホテルの宿泊券など、寄附金額に応じてさまざまな商品が選べます。また、ふるさと納税専門サイトを運営する事業者と連携し、ホームページなどを通じて本市の魅力を全国へ発信します。ぜひご覧ください。

サイトイメージ

富士吉田市　ふるさと納税　検索

「ふるさと納税」の活用について

平成26年度は、本市へ58件、340万円ものふるさと納税（寄附）をいただきました。寄附金は、ご本人の意向に沿うよう、右の事業に活用しました。寄附していただいた皆さまの市への深い想い入れに厚く御礼申し上げます。

- 『富士山安全対策･環境保全推進事業』（214万円）
- 『地域福祉事業』（66万円）
- 『環境保全及び創造に関する事業』（28万円）
- 『下吉田東小学校管理事業』（23万円）

●その他下記の事業に活用しました。

- 『地場産業振興事業』（6万円）
- 『都市政策事業』（2万円）
- 『社会教育推進事業』（1万円）

新世界通り復活祭

懐かしく新しい西裏の街に、一夜限りの屋台村が出現！

日時　8月22日(土)　午後4時～9時
場所　新世界通り（下吉田3丁目付近）　※小雨決行

昭和の面影を残す西裏地区の中でも、一際雰囲気のある小さな路地「新世界通り」。長年使われていなかった物件の改修を行ない、地域の再生を目指す「新世界通り復活プロジェクト」の第二弾イベントを開催します。冷たいビール、焼き鳥、もつ煮、雑貨屋さんなど、夏祭りにぴったりのお店が地域内外から集まります！かつてのにぎわいを取り戻す第一歩となる”一日限りの屋台村”へ、仲間と・家族と・恋人と、遊びに来てみませんか？

問合せ■新世界通り復活プロジェクト事務局（富士吉田みんなの貯金箱財団内）

「ふじよしだ未来キャンプ」を開催します

「楽しいまち富士吉田！ 20年後の街が、今よりももっと楽しくなる！」そんな地域づくりの方法を、実際に手を動かしながら体験するワークショップを開催します。講師には未来のことを考えて活動する、農業、食、まちづくりなどの各専門家をお招きします。20年後、今の子どもたちが大人になり、生き生きと活躍できる地域を今から創り上げてみませんか？
※キャンプは野営ではなく、学ぶ環境を意味します。

第1回　「日干し煉瓦（れんが）作りと、移動式かまどづくり」
8月30日(日)　午前9時～午後3時
第2回　「日干し煉瓦（れんが）によるピザ釜づくり」
9月下旬～10月上旬開催予定
第3回　「ピザ釜を利用したピザづくり」
10月中旬～11月上旬開催予定
第4～6回　「詳細未定」

第1回、第2回講師
四井 真治氏
（株式会社ソイルデザイン代表取締役）

信州大学農学部森林科学科にて農学研究科修士課程修了後、緑化会社にて営業・研究職に従事。その後長野での農業経営、有機肥料会社勤務を経て2001年に独立。
土壌管理コンサルタント、パーマカルチャーデザインを主業務としたソイルデザインを立ち上げ、愛知万博のガーデンのデザインや長崎県五島列島の限界集落再生プロジェクトなどに携わる。

参加資格■高校生以上 全部の回に参加できることが望ましいですが、1回だけでの参加も可能です。
定　　員■30人
参 加 料■無料
開催場所■ふじさん牧場
※開催内容の詳細は申し込み後に再度ご連絡させていただきます。
申込み・問合せ■富士吉田みんなの貯金箱財団
☎73-9438　mail:info@fpbf.jp　HP:http://fpbf.jp

文化庁

文化芸術振興費補助金　世界文化遺産活性化事業
主催：富士吉田みんなの貯金箱財団　協力：一般社団法人リバースプロジェクト

定住促進奨励金制度がスタートしました。

本市では、新婚世帯などの経済的負担を軽減し市内への定住を促進するとともに、活力ある地域社会の形成を図るため、定住促進奨励金制度を新設しました。

結婚して市内の賃貸住宅で新たな生活を始める人、また、市外から転入してきて市内に新築物件を購入する人などが対象となります。ぜひご活用ください。

※この奨励金の交付対象期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

1 新婚世帯家賃支援奨励金

対象者■
①婚姻届出日（平成27年4月1日以降）現在で夫婦いずれも40歳未満の新婚世帯（市民同士での婚姻も対象です）
②夫婦いずれも本市の住民基本台帳に登録され3年以上定住の意思がある夫婦
③平成27年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を行い入居する夫婦
④1カ月の家賃【家賃（共益費含む。駐車場料除く）―住宅手当】が3万円以上であること

補助額■10,000円／月、最長36カ月
夫婦とも、または夫婦いずれかが転入者の場合、月額5,000円を加算
申請期限■婚姻届提出日または入居日から90日以内に申請してください。
その他■対象となる賃貸住宅は、市営住宅などの公的住宅、社宅・社員寮、親族が所有する住宅、1年未満の短期賃貸住宅などを除く民間賃貸住宅です。

2 中古物件利用者家賃支援奨励金

（1）住居として利用する場合

対象者■
①平成27年4月1日以降に空き家・空き店舗バンクに登録された住宅に入居する転入世帯（本市出身で転出から1年以上経過し本市に転入するUターン者も含む）
②世帯主が40歳未満の世帯（単身世帯含む）
③1カ月の家賃【家賃（共益費含む。駐車場料除く）―住宅手当】が2万円以上であること
補助額■家賃の½　最大10,000円／月、最長36カ月
家族世帯は、構成人数にかかわらず月額5,000円を加算
申請期限■転入日から90日以内に申請してください。

（2）店舗として利用する場合

対象者■
①空き家・空き店舗バンクに登録された物件を利用し、商業など（小売業・飲食業・サービス業など）を営もうとする人
②開業と同時または開業以前から本市へ居住する人
店舗要件■営業内容が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する業種でないこと。ただし、規定外の業種であっても市長が当該地域の発展に寄与することが見込まれないと判断した場合は交付対象となりません。
補助額■家賃の½　最大30,000円／月、最長36カ月
申請期限■開業日または転入日から90日以内

3 新築物件取得支援奨励金

対象者■
①平成27年4月1日以降に市外から本市へ転入する人で同居する配偶者を伴う人（夫婦どちらかが転入者であれば対象。転入者は本市出身で転出から1年以上経過し本市に転入するUターン者も含む）、または、家賃支援を受けている（受けた）人（この場合は夫婦ともに市民でも対象）
②平成27年4月1日以降に住宅の新築契約を締結した人（現に市内に住宅を有している者が建て替えのために新築などをする場合は除く）
③契約締結時点で本人、配偶者ともに40歳未満の人
④物件の所在する自治会に加入する人

建物用件■
①住宅の延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること
②併用住宅の場合、居住部分が½以上であること

補助額■
①土地から取得した場合　取得費用の1/10以下、最大1,000,000円（土地を先行取得した場合は、土地取得後2年以内に新築契約を締結した人）
②建物の新築のみの場合　取得費用の1/10以下、最大500,000円
※中学生以下の扶養する子一人あたり100,000円を加算
※最大500,000円まで

申請期限■転入日から90日以内に申請してください。

4 中古物件取得支援奨励金

対象者■
①平成27年4月1日以降に市外から本市へ転入する人で同居する配偶者を伴う人（夫婦どちらかが転入者であれば対象。転入者は本市出身で転出から1年以上経過し本市に転入するUターン者も含む）、または、家賃支援を受けている（受けた）人（この場合は夫婦ともに市民でも対象）
②平成27年4月1日以降に新たに中古住宅の購入契約を締結した人
③契約締結時点で本人、配偶者ともに満40歳未満の人
④物件の所在する自治会に加入する人

建物用件■
①住宅の延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること
②併用住宅の場合、居住部分が½以上であること

補助額■住宅の取得費用の½以下、最大500,000円
中学生以下の扶養する子一人あたり100,000円を加算
※最大500,000円まで

申請期限■転入日から90日以内に申請してください。

5 遠距離通勤支援奨励金

対象者■
①家賃支援を受けている世帯、または、物件取得支援を受けた世帯で世帯の生計を主として維持する者が本市から遠距離である事業所または事業所を有する企業に勤務する世帯
②当該事業所へ週1回以上通勤する人

支給要件■遠距離とは、本市からおおむね50km以上の右記の地域とする。
①東京都、神奈川県、埼玉県、長野県、群馬県
②静岡県のうち、小山町、御殿場市、裾野市を除く地域
③山梨県のうち、韮崎市、北杜市、南アルプス市
④上記地域より遠距離の地域

補助額■1世帯あたり10,000円／月、最長2年

申請期限■事由発生日から90日以内に申請してください。

6 中古物件改修支援奨励金

対象者■空き家・空き店舗バンクへ登録された物件を利用し、当該物件を改修する人

補助額■改修費用の½以下、最大500,000円（改修時1回限定の助成）

申請期限■改修実施前に申請してください。

申請方法

次の書類をまちづくり戦略課（市役所本庁舎2階）または、ふじよしだ定住促進センターまで提出してください。
①富士吉田市定住促進奨励金交付申請書（指定様式）
②交付審査調書（指定様式）
③上記のほか奨励金ごとに戸籍謄本や賃貸借契約書などの添付書類が必要となります。

申請書提出先・問合せ■まちづくり戦略課（市役所本庁舎2階）　☎内線295（受付時間：午前8時30分～午後5時15分　土・日曜日、祝日を除く）
ふじよしだ定住促進センター（（一財）富士吉田みんなの貯金箱財団内）
☎73-9445（受付時間：午前10時～午後6時　土・日曜日、祝日を除く）

※申請に必要な書類は、まちづくり戦略課または、ふじよしだ定住促進センターに設置しています。また、市ホームページからもダウンロードが可能です。申請要件などの詳細は市ホームページをご覧いただくか上記まで問い合わせください。

康保険皆さんへ

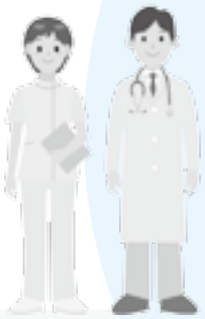

年に一度の特定健診

国民健康保険の加入者が対象です。
本市国保の資格がなくなった場合はご注意ください。

富士吉田市国民健康保険加入者を対象に、1人『**1、000円**』の自己負担額で特定健診（メタボ健診）を実施しています。

健診内容は、厚生労働省で示す基本的な検査に加え、追加の検査なども含まれているため、**自費で健診を受けられる場合よりも大変お得な負担額で健診を受けることができます。**

なお、健診日程が限られ、定員などに限りがございますので、下記日程表をご覧の上、電話でお申し込みください。

※特定健診と一緒に、がん検診を受診することもできます。また、特定健診と併せて胃がん・肝がん・大腸がんの検査を1人『2、900円』の費用で受診ができる、さらにお得な「がんパック」もご用意しています。

【検査項目および自己負担額】

○**基本健診（特定健診）**：1、000円
※75歳以上は無料

○**がんパック（基本健診＋胃がん、肝がん、大腸がん検査）**：2、900円
※75歳以上の方は、がん検診も無料で受けられます。（一部有料の検査あり）

※富士吉田市国民健康保険および後期高齢者医療制度以外の方（社会保険などにご加入の方）も30歳以上であれば、下記日程で「がん検診」を受診することができます。

【特定健診・がん検診日程】

場所■富士北麓総合医療センター
受付時間■午前7時40分～9時
定員■特定健診　110人
※ただし、左記日程「○」は定員55人です。
予約先■健康長寿課　☎内線794

8月	9月	10月	11月	
○▲5日（水）	☆○6日（日）	5日（月）	1日（日）	9日（月）
○21日（金）	7日（月）	7日（水）	10日（火）	11日（水）
31日（月）	18日（金）	16日（金）	12日（木）	13日（金）
	24日（木）	19日（月）	14日（土）	15日（日）
		20日（火）		

※○は定員55人です。
※▲は早朝健診のため受付時間が午前7時10分～ 8時30分となります。
※☆は出張健診の日程です。場所は看護専門学校、受付時間は午前8時～ 9時となります。
※健診日によっては、空きが少ない日もあり、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご承知ください。
※健診日の4日前までにお申し込みください。

受診しませんか 簡易脳ドック

国民健康保険ご加入の

受診日において富士吉田市社会保険などへの加入など全額自己負担となりますので

「簡易脳ドック」は脳卒中など、脳の病気の危険因子を発見するための健康診断です。

脳の病気は、自覚症状が現れないこともありますので、しっかりと検査を行い、早期発見・早期治療を行うことが大切です。この機会に、脳の健康チェックをかねて「簡易脳ドック」を受診することをお勧めします。

【診療内容】

受診できる方■満30歳から満74歳までの富士吉田市国民健康保険加入者で、国保税に滞納がない世帯の被保険者

検診機関■医療センター（医師会）または市立病院

予約受付時間■

①**医師会**：平日の午前11時から午後4時まで

②**市立病院**：火曜日を除く平日午後1時から午後4時30分まで

受診日■

①**医師会**：平日の午前9時～午後4時の間で希望する日時

②**市立病院**：月・水・木・金曜日（受診日が祝日の場合は受診できません）

※市立病院の検診時間は、予約の際にお問い合わせください。

自己負担■9、450円（検査費用32、400円のうち22、950円を国保が負担します）

検査項目■MR検査による脳ドック

【受診までの流れ】

①医療センターまたは市立病院に直接受診日の予約をしてください。

②予約をした後、市役所窓口（国保担当）へ来庁していただき、受診票の交付申請をしてください。（国保税完納などの受診資格を確認後、受診票をお渡しします）

③受診日当日、受診票と保険証を検診機関へ提出してください。

【申し込み先】

○医療センター（医師会）
☎(22)5186

○市立病院　健康管理室
☎(22)4113または(22)4111（内線2245）

問合せ■市民課　国保担当　☎内線171